

Qiball（きぼーる）公共施設協議会設置要綱

（設置）

第1条 千葉中央第六地区第一種市街地再開発事業により整備された施設建築物（以下「きぼーる」という。）のうち、千葉市が所有する部分（以下「市専有部分」という。）の管理および運営に係る方針等を協議するため、Qiball（きぼーる）公共施設協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) きぼーるの管理のために建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。）第3条の規定に基づき設置されるきぼーる管理組合（以下「組合」という。）における市専有部分の管理に関すること。
- (2) 公共共用部（アトリウムを除く。）の共同管理に関すること
- (3) その他必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる組織の長をもって組織する。

- 2 協議会に別表に掲げる組織の担当で構成する部会を置く。

（会議）

第4条 協議会は、議長が必要と認めるときに開催するものとし、議長は別表に掲げる組織の長の互選とする。

- 2 議長は、会務を総理し、会議の運営に当たるものとする。
- 3 議長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させて意見を求めることができる。

（庶務）

第5条 協議会の庶務は、議長の所属する組織において所掌する。

- 2 庶務を所掌する組織は以下の事務を行う。
 - (1) 会議の招集に関すること。
 - (2) 会議資料の作成及びそれに係る付帯事務
 - (3) その他会議の運営上必要な事務

（委任）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会で協議して定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 2 日から施行する。
- 2 平成 19 年 10 月 22 日までの間は、第 3 条第 1 項及び第 2 項中「別表に掲げる組織」とあるのは、「別表に掲げる組織及び保健福祉局保健福祉センター整備室」と読み替えるものとする。
- 3 第 3 条及び第 4 条の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までの間は、協議会の議長は、都市局都市部まちづくり推進課長とする。
- 4 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。
- 8 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表

こども未来局こども未来部こども企画課

こども未来局幼児教育・保育部幼保支援課

中央区総務課

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課